

宮城県遠洋漁業燃油価格激変緩和対策事業費補助金の募集について

○背景・目的

不安定な国際情勢や円安の影響による燃料費の高騰により、厳しい状況にある遠洋漁船の漁業者の経営の安定を図るため、国の重点支援地方交付金を活用し、急騰した燃料費の一部を支援します。

○補助事業の対象となる者（下の要件を全て満たす者）

- ・ 県内に住所を有する者または、事業所の所在を有する者。
- ・ 漁業経営セーフティネット構築事業に加入しているもしくは令和8年度に加入することを誓約する者。
- ・ 遠洋漁業（遠洋まぐろ漁業や海外まき網漁業、かつお一本釣り漁業等）を営む者。

※沿岸漁業や養殖業を営む漁業者は本事業では対象外となります。

※原則として所属する漁業団体がとりまとめて申請をしてください。

○対象期間

漁業経営セーフティネット構築事業で燃料油価格激変緩和対策事業の相当額の支給の対象となる四半期の期間のうち、別に定める期間。

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

○補助金の額

遠洋船が国外の港又は洋上において、漁船に給油した（国内で積載した漁業用燃油を洋上において給油する場合を除く）漁業用燃油の購入量に、県が四半期ごとに別に定める単価を乗じた金額。

※県が四半期ごとに別に定める単価は、順次HPに掲載します

【県が定める単価の算出の参考】

漁業経営セーフティネット構築事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第1第6項（2）の②に規定する水産庁長官が定める額から国が負担した額を除いた額。

【問い合わせ先】

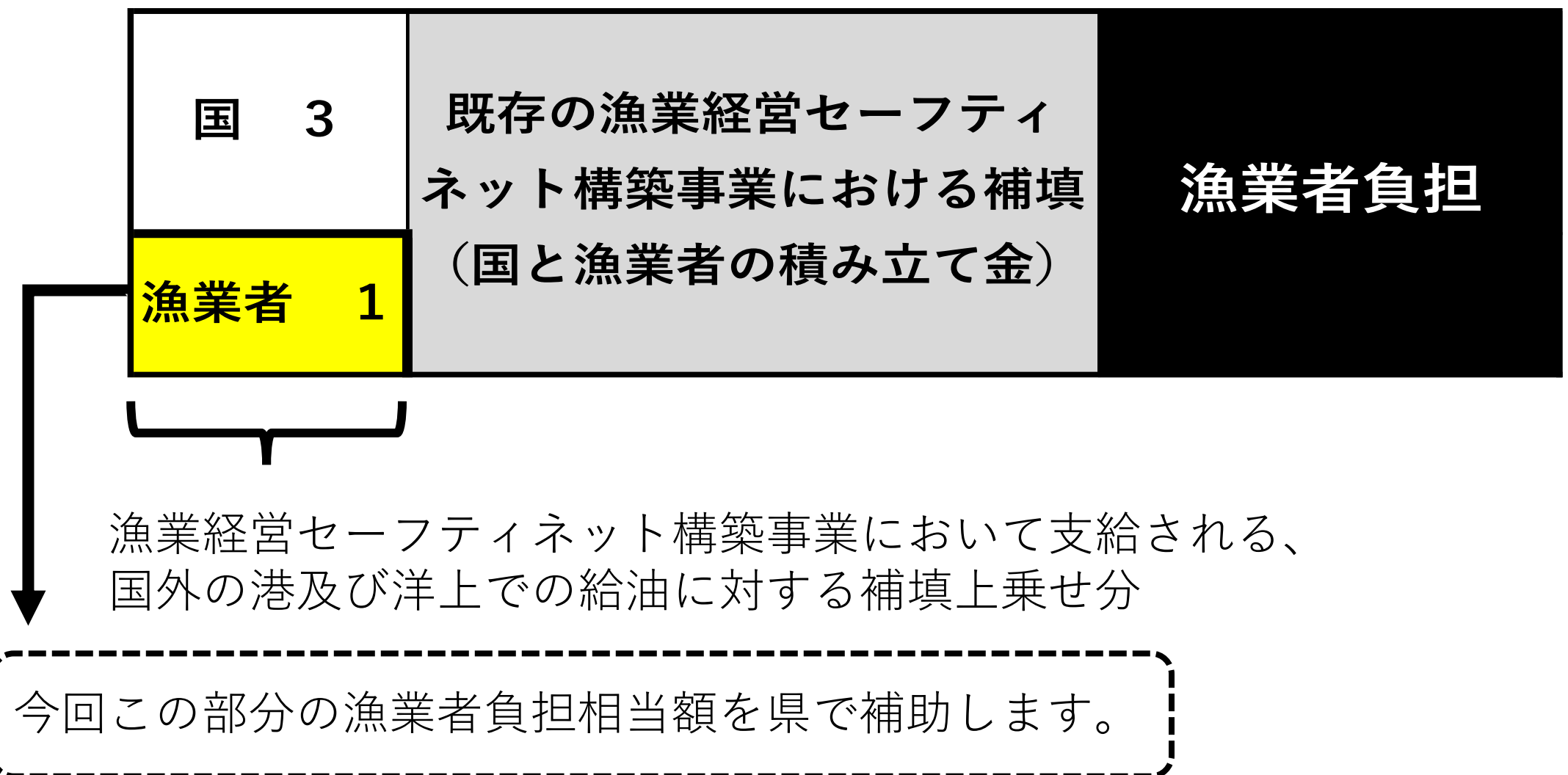
宮城県水産林政部 水産業振興課 漁業調整班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL：022-211-2932 FAX: 022-211-2939

URL： <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/r6enyo-nenyu-hozyo.html>

補助の内容イメージ図



申請方法

1. 交付申請の提出（令和8年6月30日まで）

- ・漁業者が所属する漁業団体が申請をとりまとめて、管轄する地方振興事務所へ提出してください。書類の審査後、県から交付決定通知を送付します。

2. 事業実施期間中

- ・県で定める単価は、四半期ごとにホームページで公開する他、申請者にメールにてお伝えします。
- ・事業実施期間中に一部の補助金を受け取る必要がある場合、その時点での購入数量実績を元に、概算払請求をすることも可能です。あらかじめご相談ください。

3. 実績報告（事業完了日から1ヶ月以内）

- ・対象となる事業が完了したら、漁業団体は漁業経営セーフティネット構築事業に提出する実績報告書類一式の写しを元に燃油の購入数量等を取りまとめ、実績報告書を管轄する地方振興事務所へ提出してください。

4. 額の確定の通知・精算払い

- ・県から額の確定の通知を送付します。精算払いがある場合は、この後に補助金を支払います。

